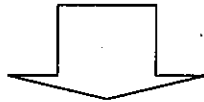


平成27年1月15日

中央教育審議会答申など最近の国の教育制度改革の動き
および平成27年度政府予算案の概要について

＜教育再生実行会議提言＞

- ◆「これからの大学教育等の在り方について（第3次提言）」（平成25年5月28日）
 - ・グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。
- ◆「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第4次提言）」（平成25年10月31日）
 - ・大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める。
- ◆「今後の学制等の在り方について（第5次提言）」（平成26年7月3日）
 - ・子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。



- ◆ 中央教育審議会答申（平成26年12月22日）
 - 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
 - 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」
- ◆ 英語教育の在り方に関する有識者会議 報告（平成26年9月26日）
 - 「今後の英語教育の改善・充実方策について
 - ～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」
- ◆ 平成27年度政府予算案（平成27年1月14日閣議決定）

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた
高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について

1 背景

- ・知識の暗記・再生に偏らず、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、これからの時代に求められる真の「学力」の育成
- ・高等学校教育で培ってきた力やこれからの大学教育で学ぶために必要な力を評価する大学入学者選抜の改善

2 経緯

(1) 教育再生会議第4次提言（平成25年10月31日）

- ・高等学校教育の質の確保・向上
- ・大学の人材育成機能の抜本的強化
- ・能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換

(2) 中央教育審議会

○諮問（平成24年8月28日）

大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について

○答申（平成26年12月22日）

- ・高等学校教育については、学習指導要領を抜本的に見直し、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図るとともに、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入
- ・大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で・学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた
高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について

～ すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために ～

(答 申)

平成26年12月22日

中央教育審議会

目 次

はじめに	1
1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革	2
(1) 今後の教育改革が目指すべき方向性と現状の課題	2
(2) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の 明確化	6
(3) 高大接続改革の意義	7
(4) 高大接続改革を推進するに当たって留意すべき点	9
2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性	10
(1) 各大学のアドミッション・ポリシーに基づく、大学入学希望者の多様性を 踏まえた「公正」な選抜の観点に立った大学入学者選抜の確立	11
① 各大学の個別選抜改革	11
② 入学希望者に求められる学力を評価する新テストの導入	14
(2) 高等学校教育の質の確保・向上	17
① 高等学校段階の基礎学力を評価する新テストの導入	17
② 高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等の見直し	19
(3) 大学教育の質的転換の断行	20
(4) 新テストの一体的な実施	22
3. 改革を実現するための具体策（「高大接続改革実行プラン（仮称）」の策定）	23
〈高大接続改革の実現に向けた、具体策とスケジュールの骨子〉	
① 各大学における個別選抜改革と教育の質的転換を実現するための、実効 的な政策手段	23
② 新テストの制度設計、実施体制	26
③ 高等学校教育の改革	27
④ 評価方法の改革	27
4. 社会全体で改革を共有するための方策	28

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について

～ すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために ～

はじめに — 高大接続改革が目指す未来の姿

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身に付け、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、未来を見据えたこうした目標が達成されるよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

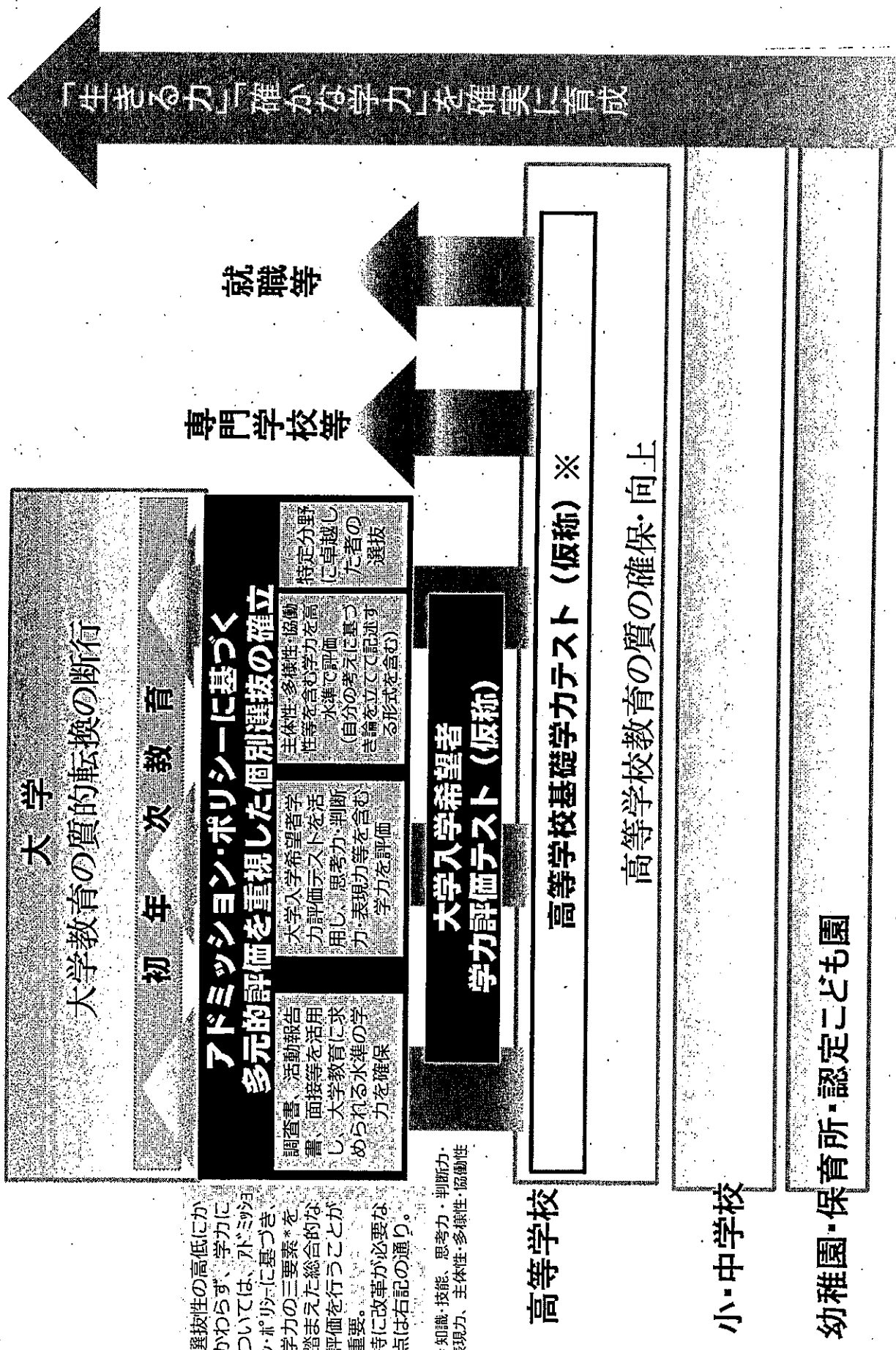
生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに早く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い¹。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

¹ キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）の予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く」とされている。

大学入学選抜改革の全体像（イメージ）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。



選抜性の高低にかかわらず、学力については、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素*を踏まえた総合的な評価を行うことが重要。
特に改革が必要なのは右記の通り。

*知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性

総称	学力評価のための新たなテスト（仮称）	
実施主体	大学入試センターを、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施・方法開発や評価に関する方法開発などの支援を一体的に行う組織に抜本的に改組。	
個別名称	高等学校基礎学力テスト（仮称）	大学入学希望者学力評価テスト（仮称）
目的・活用方策	○生徒が、<u>自らの高等学校教育における学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る。</u> ＜上記以外の活用方策＞ ○結果を高等学校での指導改善にも生かす。 ○進学時や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とする。 ※進学時の活用は、調査書にその結果を記入するなど、高等学校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として使用。	○大学入学希望者が、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握する。 「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「<u>知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力」）を中心に評価。</u>
対象者	○希望参加型 ※ <u>できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討。</u>	○大学入学希望者 ※ <u>大学で学ぶ力を確認したい者は、社会人等を含め、誰でも受験可能。</u>
内容	○実施当初は「<u>国語総合」「数学Ⅰ」「世界史」「現代社会」「物理基礎」「コミュニケーション英語Ⅰ</u>」等の高校の必修科目を想定（選択受験も可能）。 ○高等学校で育成すべき「<u>確かな学力</u>」を踏まえ、「<u>思考力・判断力・表現力</u>」を評価する問題を含めるが、学力の基礎となる知識・技能の質と量を確保する観点から、特に「<u>知識・技能</u>」の確実な習得を重視。 ※高難度から低難度まで広範囲の難易度。 ○各学校・生徒に対し、<u>成績を段階で表示</u> ※ 各自の正答率等も併せて表示	○「<u>教科型</u>」に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力・判断力・表現力を評価するため、「<u>合教科・科目型</u>」「<u>総合型</u>」の問題を組み合わせ出題。 ※ 将来は「合教科・科目型」「総合型」のみによる「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の総合的な評価を目指す。 ※ 広範囲の難易度。特に、選抜性の高い大学が入学希望者の評価の一部として十分活用できる水準の高難易度の出題を含む。 ○大学及び大学入学希望者に対し、<u>段階別表示による成績提供</u>
解答方式	○多肢選択方式が原則、記述式導入を目指す。	○多肢選択方式だけでなく、記述式を導入。
検討体制	○C B Tの導入や両テストの難易度・範囲の在り方、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、成績表示の具体的な在り方等について一体的に検討。	
実施方法	○在学中に複数回（例えば年間2回程度）、高校2・3年での受験を可能とする。 ○実施時期は、夏～秋を基本として、学校現場の意見を聴取しながら検討。 ○C B T方式での実施を前提に開発を行う。 ○英語等については、民間の資格・検定試験も積極的に活用。	○年複数回実施。 ○実施回数や実施時期は、入学希望者が自ら考え自ら挑戦することを第一義とした上で、高校教育への影響を考慮しつつ、高校・大学関係者を含めて協議。 ○C B T方式での実施を前提に開発を行う。 ○特に英語は、四技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用。 ※ 他の教科・科目や「合教科・科目型」「総合型」についても、民間の資格・検定試験の開発・活用も見据えて検討。
作問のイメージ	全国学力・学習状況調査のA問題（主として知識に関する問題）及びB問題（主として活用に関する問題）の高校教育レベルの問題を想定	知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するための力を評価する、PISA 型の問題を想定

高校教育・大学教育・大学入学者選抜の改革スケジュール

[illegible]

小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について

1 背景

- ・ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、「中1ギャップ」への対応
- ・ 小学校への英語教育の導入をはじめとする学習内容の高度化の進展
- ・ 現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子どもの身体的成長や性的成熟が約2年早期化

2 経緯

(1) 教育再生実行会議第5次提言（平成26年7月3日）

小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進

- ・ 小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、教育課程の区分の弾力的な設定など柔軟かつ効果的な教育をできるようにする。その設置を促進するため、教職員配置や施設整備についての条件整備や支援を行う。
- ・ 学校間の連携や一貫教育の成果と課題の把握・検証、先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4等の新たな学校段階の区切りの在り方について引き続き検討する。

(2) 中央教育審議会

○諮問（平成26年7月29日）

小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策
（教員免許制度の在り方を含む）

○答申（平成26年12月22日）

- ・ 小中一貫教育学校（仮称）、小中一貫型小学校・中学校（仮称）の制度を創設
（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）
- ・ 免許は小・中併有が原則
（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた
柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

(答申)

平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日

中央教育審議会

目 次

はじめに	・・・ 1
第 1 章 小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について	
第 1 節 小中一貫教育が取り組まれている背景	・・・ 3
1 義務教育の目的・目標	
2 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応	
3 発達の早期化等に関わる現象	
4 いわゆる「中 1 ギャップ」への対応	
5 地域コミュニティの核としての学校における 社会性育成機能の強化の必要性	
第 2 節 小中一貫教育の現状と課題	・・・ 7
1 全体的な状況	
2 (1) 教育課程 (9 年間の連続性確保)	
(2) 教育課程 (学年段階の区切りの設定)	
(3) 教育課程 (教育課程の特例の活用)	
3 指導方法・指導体制の改善	
4 施設の形態とマネジメント体制	
5 小中一貫教育の取組の成果の状況	
6 小中一貫教育の取組に係る課題の状況	
7 成果・課題と主要な取組との相互関係	
8 現状及び課題の総括	
第 3 節 小中一貫教育の制度化の意義	・・・ 15
1 小中一貫教育の効果的な実施	
2 設置者の判断による柔軟な取組の選択肢の提供	
3 国や都道府県の支援の充実の必要性	
4 小中一貫教育に指摘される課題への対応	
第 4 節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性	・・・ 20
1 制度化の目的	
2 小中一貫教育を行う新たな学校種の創設等	
3 就学指定、設置義務との関係	
4 課程の区分	

- 5 学習指導要領との関係
- 6 教育課程の特例
- 7 教員免許の取扱い
- 8 教育の機会均等との関係
- 9 既存の小・中学校等との関係

第5節 小中一貫教育の総合的な推進方策について . . . 30

- 1 小中一貫教育の実施に適した教職員体制の構築
- 2 小中一貫教育に適した施設・設備の整備
- 3 地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組み作り
- 4 モデル事業の実施、好事例の普及
- 5 小中一貫教育に関する評価等の充実
- 6 都道府県教育委員会の役割
- 7 教職員の負担軽減のための工夫
- 8 9年間の系統性・連続性の強化

第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化について

第1節 飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設 . . . 41

- 1 制度の必要性
- 2 大臣による認定制度の創設

第2節 国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し . . . 44

- 1 見直しの必要性
- 2 大学入学資格の拡大
- 3 大学院入学資格の拡大
- 4 アドミッション・ポリシーを踏まえた入学資格要件の設定

第3節 高等教育機関における編入学の柔軟化 . . . 46

- 1 見直しの必要性
- 2 高等学校専攻科からの編入学
- 3 職業能力開発施設からの編入学

終わりに . . . 49

はじめに

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、主要先進国でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいる。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や人、物、情報の国境を越えた流通が進んでいる。

こうした厳しい時代を生きる子供たちは、自らの手で自らの人生を切り拓く^{ひら}とともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められる。このため、子供たちが十分な知識や技能を身に付け、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、子供の能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が急務となっている。

本答申（案）では、そうした教育の実現に資するよう、学校制度を子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとする中で、制度的な選択肢を広げることがを提言している。

具体的には、まず、第1章で取り上げる小中一貫教育の制度化である。これは、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施し得る小中一貫教育学校（仮称）や、小中一貫教育学校（仮称）に準じて小中一貫した教育を施すことができる小学校・中学校の設置を可能とすることで、地域の実情や子供たちの実態に応じ、設置者の判断で、小・中学校段階の接続の円滑化を図ったり、柔軟な区切りを設定したりするなどの多様な教育実践を可能とするものである。

次に、第2章では三つの制度改善を提言している。第一に、大学への飛び入学者について、大学での一定の単位の修得状況を基に、高等学校卒業と同等以上の学力があることを文部科学大臣が認定する制度の創設である。これにより、飛び入学者が大学入学後に進路変更する場合でも、高等学校卒業と同等の法的地位、社会的評価が得られるようにし、特定の分野で優れた資質を持つ者が積極的に飛び入学制度を活用できるようになることが期待される。第二に、我が国とは学制の異なる外国からの留学生の受入れに当たり、大学及び大学院の入学資格について、それぞれ現行の12年及び16年の課程の修了要件を緩和することとし、これまで以上に多様な留学生の受入れを積極的に推進できるようにするものである。第三に、一定の要件を満たす高等学校専攻科から、大学への編入学^{みち}の途を開くための必要な措置を講じることである。これにより、高等学校専攻科を修了後、大学で更に発展した教育を受ける場合に、高等学校専攻科における学修の成果を適切に評価した扱いが受けられるようにするものである。

これらの改革は、学習者に多様な選択肢を提供し、自らのニーズに、より適した教育を受けられるようになる利点があるのはもちろんのこと、様々な背景を持つ者が高等教育を受ける場に集う素地を広げ、高等教育における多様性の確保にも資するものである。

もとより、冒頭で述べた教育の実現は、こうした教育制度の改革のみによって果たされるものではなく、本審議会がこれまで議論を積み重ねてきた、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革をはじめ、今後審議を進める学習指導要領等の見直しなど、教育の内容・方法等を含めた一連の教育改革が総体として目指すべきものであることは言うまでもない。

本審議会としては、本答申（案）が他の教育改革とあいまって、新しい時代を見据えた教育への転換に寄与することを切に願う。

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な
教育システムの構築について（答申）（骨子）

教育再生実行会議 第五次提言

【平成26年7月29日 諮問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策
（教員免許制度の在り方を含む）

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
- ③ 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
- ④ 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）

【答申案】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

① 小中一貫教育学校（仮称）
小中一貫型小学校・中学校（仮称）
の制度を創設

（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）

免許は小・中併有が原則

（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

（職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し）

小中一貫教育の制度設計

◎ 制度設計のポイント

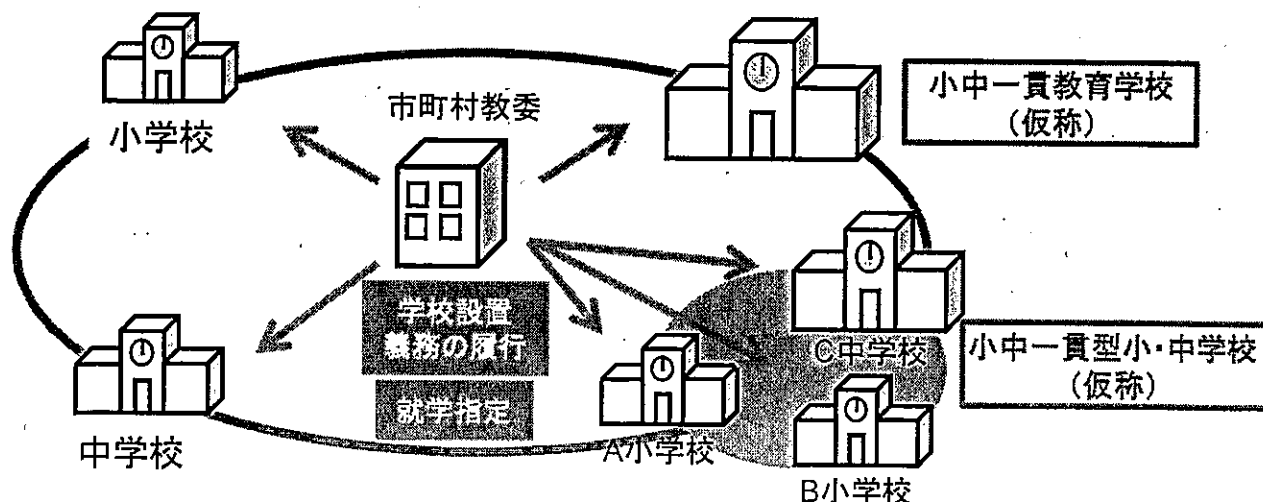
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校(仮称)	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間に適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎ 制度化後のイメージ

(※) 通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化



英語教育の改善・充実について

1 背景

- ・グローバル化進展の中、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって重要
- ・英語教育の改革に当たり、基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成は重要な課題
- ・また、コミュニケーション能力の育成について改善を要する課題も多い。
- ・国では、東京オリンピック・パラリンピックを迎える 2020（平成 32）年を見据え、小・中・高を通じた新たな英語教育改革を順次実施できるよう検討を進めている。

2 経緯

(1) 教育再生実行会議 「第三次提言」（平成 25 年 5 月 28 日）

○初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実

- ・小学校では、英語学習の実施学年の早期化、指導時間の増、教科化および専任教員の配置
- ・中学校では、英語授業を英語で実施
- ・小中高一貫した系統的な英語教育の実施
- ・少人数での英語指導体制の整備、ALT の配置を拡大
- ・大学での教員養成段階では、ネイティブスピーカーによる科目の履修を推進
- ・教員採用において、外部検定試験の活用を促進

(2) 文科省「グローバル化に対応した英語教育実施計画」（平成 25 年 12 月 13 日）

- ・平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、グローバル化に対応できるよう英語教育を強化
- ・小学校 3・4 年生から英語教育を開始し、5・6 年生では英語を教科化
- ・中学校および高校では、英語で授業を行い、学習内容をより高度化

(3) 英語教育の在り方に関する有識者会議

「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告」（平成 26 年 9 月 26 日）

- ・小中高の各段階の学びを円滑に接続。英語を使って何ができるようになるかを具体的に示す目標を示した学習指導要領を作成
- ・高校卒業段階で、英検 2 級から準 1 級程度の英語力を備えていることが目標
- ・大学入試では、これまでの聞く・読む・書く能力の他に「話す力」を測定する資格・検定試験の活用を促進
- ・説明・発表・討論等の言語活動を重視した英語科教科書づくりおよびデジタル教科書などの ICT 教材と環境の整備
- ・大学や外部専門機関と連携した研修など、国での研修を終えた英語教員（英語教育推進リーダー）による英語教員の研修等により、各校種の英語教員の指導力を向上

今後の英語教育の改善・充実方策について 報告(概要) ～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～

英語教育の在り方に関する有識者会議 平成 26 年

- 文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」(平成 25 年 12 月)の具体化のため、平成 26 年 2 月～9 月に 9 回開催(そのほか計 5 回の小委員会を開催)。
 - 改革のうち、教育課程や教員養成等については、中央教育審議会等における全体的な議論の中で更に検討を要する。
-

改革を要する背景

- グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要である。アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべき。今後の英語教育改革においては、その基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成は重要な課題。
- 我が国の英語教育は、現行の学習指導要領を受けた改善も見られるが、特にコミュニケーション能力の育成について更なる改善を要する課題も多い。東京オリンピック・パラリンピックを迎える 2020(平成 32)年を見据え、小・中・高を通じた新た

な英語教育改革を順次実施できるよう検討を進める。

並行して、これに向けた準備期間の取組や、先取りした改革を進める。

改革 1. 国が示す教育目標・内容の改善

○ 学習指導要領では、小・中・高を通して 1.各学校段階の学びを円滑に接続させる、2.「英語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標(4技能に係る具体的な指標の形式の目標を含む)を示す(資料参照)(具体的な学習到達目標は各学校が設定)。

○ 高等学校卒業時に、生涯にわたり「聞く」「話す」「読む」「書く」の 4 技能を積極的に使えるようになる英語力を身に付けることを目指す。

あわせて、生徒の英語力を把握し、きめの細かな指導の改善・充実や生徒の学習意欲の向上につなげるため、従来から設定されている英語力の目標(学習指導要領に沿って設定される目標(中学校卒業段階:英検 3 級程度以上、高等学校卒業段階:英検準 2 級程度から 2 級程度以上)を達成した中・高生の割合 50%)だけでなく、高等学校段階の生徒の特性・進路等に応じた英語力、例えば、高等学校卒業段階で、英検 2～準 1 級、TOEFL iBT60 点前後以上等を設定し、生徒の英語力の把握・分析・改善を行うことが必要。

- 小学校 : 中学年から外国語活動を開始し、音声に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うとともに、ことばへの関心を高める。

高学年では身近なことについて基本的な表現によって「聞く」「話す」ことなどに加え、「読む」「書く」の態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養う。

学習の系統性を持たせるため教科として行うことが求められる。

小学校の英語教育に係る授業時数や位置づけなどは、今後、教育課程の全体の議論の中で更に専門的に検討。

- 中学校：身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養う。文法訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合うコミュニケーション能力の養成を重視する。
 - 高等学校：幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う言語活動を豊富に体験し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を高める。
-

改革 2. 学校における指導と評価の改善

○ 英語学習では、失敗を恐れず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することが重要。中学校・高等学校では、主体的に「話す」「書く」などを通じて互いの考えや気持ちを英語で伝え合う言語活動を展開することが重要。

また、生徒が英語に触れる機会を充実し、中学校の学びを高等学校へ円滑につなげる観点から、中学校においても、生徒の理解の程度に応じて、授業は英語で行うことを基本とする。

○ 各学校は、学習指導要領を踏まえながら、4 技能を通じて「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、学習到達目標を設定(例: CAN-DO 形式)し、指導・評価方法を改善。併せて主体的な学びにつながる「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」を重視し、観点別学習状況の評価において、例えば、「英語を用いて～ができる」とする観点を「英語を用いて～しようとしている」とした評価を行うことによって、生徒自らが主体的に学ぶ意欲や態度などを含めた多面的な評価方法等を検証・活用。

○ 小学校高学年で教科化する場合、適切な評価方法については先進的取組を検証し、引き続き検討。

改革 3. 高等学校・大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善

○ 生徒の4技能の英語力・学習状況の調査・分析を行い、その結果を、教員の指導改善や生徒の英語力の向上に生かす。

○ 入学者選抜における英語力の測定は、4技能のコミュニケーション能力が適切に評価されることが必要。

○ 各大学等のアドミッション・ポリシーとの整合性を図ることを前提に、入学者選抜に、4技能を測定する資格・検定試験の更なる活用を促進。

そのため、学校、テスト理論等の専門家、資格・検定試験の関係団体等からなる協議会を設置し、

- 適切な資格・検定試験の情報提供、
 - 指針づくり(学習指導要領との関係、評価の妥当性、換算方法、受験料・場所、適正/公正な実施体制等)、
 - 試験間の検証、英語問題の調査・分析・情報提供
- 等の取組を早急に進めることが必要。

○ 「達成度テスト」の具体的な検討を行う際には、連絡協議会の取組を参考に英語の資格・検定試験の活用の在り方も含め検討。

改革 4. 教科書・教材の充実

○ 小学校高学年で教科化する場合、学習効果の高いICT活用も含め必要な教材等を開発・検証・活用。

○ 主たる教材である教科書を通じて、説明・発表・討論等の言語活動により、思考力・判断力・表現力等が一層育成されるよう、次期学習指導要領改訂においてそのような趣旨を徹底するとともに、教科用図書検定基準の見直しに取り組む。

○ 国において音声や映像を含めた「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を行う。

○ ICT 予算に係る地方財政措置を積極的に活用し、学校の英語授業における ICT 環境を整備。

改革 5. 学校における指導体制の充実

○ 地域の大学・外部専門機関との連携による研修等の実施や、地域の指導的立場にある教員が英語教育担当指導主事や外部専門家等とチームを組んで指導に当たることなどにより、地域全体の指導体制を強化。

地域の中心となる英語教育推進リーダー等の養成、定数措置などの支援が必要。

○ 各学校では、校長のリーダーシップの下で、英語教育の学校全体の取組方針を明確にし、中核教員等を中心とした指導体制の強化に取り組むことが重要。

○ 小学校の学びを中学校へ円滑に接続させるため、小中連携の効果が期待される相互乗り入れ授業、カリキュラムづくり、指導計画作成などを行う合同研修など実質的な連携促進が必要。

○ 小学校の中学年では、主に学級担任が外国語指導助手 (ALT) 等とのチーム・ティーチングも活用しながら指導し、高学年では、学級担任が英語の指導力に関する専門性を高めて指導する、併せて専科指導を行う教員を活用することにより、

専門性を一層重視した指導体制を構築。

小学校教員が自信を持って専科指導に当たることが可能となるよう、「免許法認定講習」開設支援等による中学校英語免許状取得を促進。

英語指導に当たる外部人材、中・高等学校英語担当教員等の活用を促進。

○ 2019(平成31)年度までに、すべての小学校でALTを確保するとともに、生徒が会話、発表、討論等で実際に英語を活用する観点から中・高等学校におけるALTの活用を促進。

○ 大学の教員養成におけるカリキュラムの開発・改善が必要。

例えば、

- 小学校における英語指導に必要な基本的な英語音声学、英語指導法、チーム・ティーチングを含む模擬授業、教材研究、小・中連携に対応した演習や事例研究等の充実、
- 中・高等学校において授業で英語によるコミュニケーション活動を行うために必要な英語音声学、第2言語習得理論等を含めた英語学、4技能を総合的に指導するコミュニケーションの科目の充実等を、英語力・指導力を充実する観点から改善することが必要。今後、教員養成の全体の議論の中で検討。

同時に、小学校の専科指導や中・高等学校の言語活動の高度化に対応した現職教員の研修を確実に実施。

平成27年度文部科学関係予算(案)のポイント

文部科学関係予算(案)のポイント

区 分	平成 26 年 度 予 算 額	平成 27 年 度 予 算 額 (案)	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
一 般 会 計	5兆3,536億円	5兆3,378億円	△158億円	△0.3%
復 興 特 別 会 計	1,450億円	2,196億円	746億円	51.4%
合 計	5兆4,986億円	5兆5,574億円	588億円	1.1%

【26年度補正予算案:2,587億円】

※一般会計の平成26年度予算額は、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた組替後の数字。

- 教育再生実行会議の提言等を踏まえ、我が国にとって大きな転換点となるオリンピック・パラリンピック東京大会開催の2020年までに「家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現することを目指し、その取組を軌道に乗せるとともに、教育、文化・スポーツ、科学技術イノベーションを通じた地域や日本の再生を目指す。

〈文教関係予算のポイント〉

区 分	平成 26 年 度 予 算 額	平成 27 年 度 予 算 額 (案)	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
一 般 会 計	4兆792億円	4兆676億円	△117億円	△0.3%
復 興 特 別 会 計	1,183億円	2,001億円	818億円	69.1%
合 計	4兆1,976億円	4兆2,677億円	701億円	1.7%

【26年度補正予算案:1,415億円】

※一般会計の平成26年度予算額は、子ども・子育て支援新制度移行分等を除いた組替後の数字。

- 我が国が引き続き成長・発展を持続するためには、一人一人の能力や可能性を最大限引き出し、付加価値や生産性を高めていくことが不可欠。このため、特に若者や女性に光を当て、教育の再生のための取組を強力に推し進めることが必要。
- そのため、
- 《社会を生き抜く力の養成》
 - ・教員の「質」と「数」の一体的強化や学校を核とした地域力強化、女性の活躍推進など
 - 《未来への飛躍を実現する人材の養成》
 - ・グローバル人材の育成や大学改革の推進など
 - 《学びのセーフティネットの構築》
 - ・幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進や無利子奨学金事業の拡充、学校施設等の耐震化など
- をはじめとする「教育再生」を実現するための施策に重点化。

社会を生き抜く力の養成

○教員の「質」と「数」の一体的強化

1兆5,328億円(△28億円)

◇教職員指導体制の充実(義務教育費国庫負担金)

1兆5,284億円(△38億円)

～授業革新やチーム学校などの推進～

義務教育費国庫負担制度は、公立の小・中学校及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

教職員定数の増	+19億円(+900人)
少子化等に伴う教職員定数の減	▲86億円(▲4,000人)
教職員の若返り等による給与減	▲61億円
人事院勧告の反映による給与改定	+90億円

1. 従来の暗記中心の受け身型一斉授業から、子供達が双方向に対話し学び合いながら主体的に考え探求する力を育てる課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換を推進
2. 教員が授業に一層専念できるよう、学校に多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力を最大化
3. 教育格差の解消や特別支援教育等の充実
4. 統合校への支援や過疎地の小規模校への支援

【教職員定数の改善】

平成27年度加配定数：約64,200人

《新たな定数措置900人の内訳》

1. 授業革新等による教育の質の向上	200人
①課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進	: 100人
②小学校における専科指導の充実等	: 100人
2. チーム学校の推進	230人
①学校マネジメント体制の強化	: 100人(主幹教諭、事務職員の拡充)
②専門人材の配置充実	: 100人(学校司書、ICT専門職員等)
③養護教諭・栄養教諭等の配置充実	: 30人
3. 個別の教育課題への対応	250人
①家庭環境や地域間格差など教育格差の解消	: 100人
②特別支援教育の充実	: 100人
③いじめ等の問題行動への対応	: 50人
4. 学校規模の適正化への支援	220人
①統合校への支援	: 200人(統合前1年～統合後2年)
②過疎地の小規模校への支援	: 20人

(参考：復興特別会計)

被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置(22億円)

◇補習等のための指導員等派遣事業

41億円(8億円増)

～多彩な人材の積極的参加による地域ぐるみの教育再生～

補充学習や発展的な学習など学力向上方策として、サポートスタッフ(地域のシルバー人材、教員志望の大学生等)を配置。(補助率 1/3) 8,000人→10,000人(2,000人増)

《具体例》

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・小学校における英語指導対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・体験活動の実施・計画時における指導・助言
- ・高等学校等における進路選択への支援、キャリア教育支援 等

◇指導力の育成や研修機会の拡充など教員の資質向上方策 2億円（1億円増）
の強化

学校現場の多様な課題に対応できる幅広い分野の専門性と実践的な指導力を向上させるため、養成段階から研修段階までを通じた教員の育成の充実を図る。

- ・現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業(新規) 28機関
- ・独立行政法人教員研修センターにおける研修の充実
 - ①教員研修に係る中核的機能の強化(新規)
課題解決・協働型授業などの次世代型教育に関する研修システムの構築
 - ②オープンオンライン教員研修推進事業(新規)
インターネットを通じた研修コンテンツの開発・提供
- ・総合的な教師力向上のための調査研究事業 46機関
初任者研修の改革、教師塾の拡充など

○学校を核とした地域力強化プラン 67億円（15億円増）

- ・学校を核とした地域力強化の仕組みづくりを推進するとともに、地域の活性化につながる多様な取組を展開することにより、まち全体で地域の将来を担う子供たちの育成及び地域コミュニティの活性化を図る。（補助率 1/3）

◇コミュニティ・スクール導入等促進事業 2億円(1.4億円増)

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(CS)について、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

未導入地域への支援 300市区町村

導入地域における取組充実への支援、CSディレクターの配置 150市区町村

学校運営協議会委員の研修 110箇所

◇学校・家庭・地域の連携協力推進事業 49億円(11億円増)

地域人材の参画による、学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。

学校支援地域本部 3,000箇所、家庭教育支援員の配置 1,000箇所

◇地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 15億円(2億円増)

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が一体となった取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。

4,850校区→12,000校区(7,150校区増)

◇健全育成のための体験活動推進事業 1億円(0.6億円増)

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

中学校、高等学校等における取組 356校

教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入のための取組等 268箇所

◇地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業 0.1億円(前年同)

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。

キャリアプランニングスーパーバイザー 21人

◇地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業 0.1億円(新規)

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫ある独自で多様な取組を支援することにより、地域の活性化を図る。

9市区町村

○放課後子ども総合プランの推進

38億円 (10億円増)

～女性の活躍推進等のための環境整備～

「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材の育成のため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省と連携し、総合的な放課後対策を推進する。そのため新たに策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ(厚生労働省)と一体型の放課後子供教室の計画的な整備を推進する。(補助率 1/3)

12,000箇所→14,000箇所(2,000箇所増)

○特別支援教育の充実 ～自立・社会参加の加速化～

145億円 (14億円増)

・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

◇特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 3億円(2.8億円増)

・指導者養成講習会等の実施 15箇所→27箇所(12箇所増)

・免許状取得促進セミナーの開催(新規) 6箇所

◇発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 6億円(前年同)

・発達障害の可能性のある児童生徒等の 15箇所(学校間連携コーディネーター 約45人)
系統性のある支援研究事業(新規)

◇学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解 1億円(新規)
(心のバリアフリー)の推進(新規) 25箇所

◇特別支援教育就学奨励費負担等 116億円(14億円増)

・特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費の支援拡充等 等

○いじめ対策等総合推進事業

49億円 (2億円増)

・教育再生実行会議提言や「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応を進めるため、地方公共団体におけるいじめ問題等への対応を支援

◇スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 47億円(2億円増)
(補助率 1/3)

①スクールカウンセラーの配置拡充

・全公立中学校への配置に加え、公立中学校等で週5日相談体制を実施 200校

・小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進

200校→300校(100校増)

・貧困対策のための重点加配(新規) 600校

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

・配置数増: 1,466人→2,247人(781人増)

・貧困対策のための重点加配(新規) 600人

◇幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、 2億円(前年同)
支援する取組の促進(補助率 1/3)

・いじめ問題等に対応する学校ネットパトロール等 10地域

◇いじめ対策等生徒指導推進事業 0.8億円(0.3億円増)

・いじめ問題、不登校等の様々な課題を抱える子供への支援に関する先進的調査研究

○道徳教育の充実

15億円（1億円増）

- ・道徳教育用教材「私たちの道徳」を引き続き配布するとともに、研究協議会の開催等を通じた教員の指導力向上を図り、学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組を支援。

また、新たに、改訂学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」（仮称）の趣旨やねらい及び効果的な指導方法等について、事例も含めた教師用資料を作成・配布。

◇道徳の指導方法等に関する教師用指導資料の作成・配布（新規） 1億円（新規）

○キャリア教育・職業教育の充実

4億円（1億円増）

- ・小・中・高校における職場体験活動やインターンシップ等の実施を地域社会が支援する体制を構築するとともに、専門高校（専攻科を含む）において、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成。また、高校中退の未然防止として、学力保障、学習・学校生活の支援を図る。

◇スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 8校→16校（8校増） 1億円（0.4億円増）

◇職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 27校 2億円（前年同）

○情報通信技術を活用した学びの推進

7億円（2億円増）

- ・児童生徒の確かな学力の育成を図るため、ICT活用指導力の向上やICTを活用した授業実践を行う体制構築の支援を行うとともに、過疎化・少子高齢化を見据え、ICTを活用して遠隔地間をつないだ学校教育及び社会教育に関する実証研究の実施や、情報モラル教育等の一層の充実を図る。

◇ICTを活用した教育推進自治体応援事業 2億円（新規）

◇人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業 1億円（新規）

○土曜日の教育活動の推進

16億円（2億円増）

- ・子供たちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進。

◇地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 15億円（2億円増）

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、市町村等が、体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を支援することにより、土曜日の教育活動等の一層の充実を図る。（補助率 1/3）

4,850校区→12,000校区（7,150校区増）

〔小学校 3,000校区→8,000校区、中学校 1,500校区→2,500校区、
高等学校等 350校区→1,500校区〕

○新しい時代にふさわしい教育制度の柔軟化の推進

1億円（1億円増）

- ・教育再生実行会議提言を踏まえ、児童生徒の発達の早期化・自己肯定感の低さ、小1プロブレム、中1ギャップ等の課題に対応するための、小中一貫教育の推進、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援策の調査研究を実施。また、義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の学習指導・生徒指導の改善方策や新規設置に向けた課題等の調査研究を実施。

◇小中一貫教育推進事業 0.4億円（新規）

◇フリースクール等で学ぶ子供への支援策 0.1億円（新規）

◇中学校夜間学級の充実・改善等への取組事業 0.1億円（0.1億円増）

未来への飛躍を実現する人材の養成

○初等中等教育段階におけるグローバル人材の育成 201億円（16億円増）

- ・グローバルに活躍する人材を育成するため、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を推進するとともに、課題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成する高等学校等を支援する。また、在外教育施設で学ぶ児童生徒の教育環境の改善を行う。

- ◇小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 7億円(1億円増)
 - ・英語教育強化地域拠点事業 14件→25件(11件増)
 - ・外部試験団体と連携した英語力調査事業 高校生9万人→中学生5万人・高校生4.5万人
- ◇スーパーグローバルハイスクール 50校→100校(50校増) 11億円(3億円増)
- ◇在外教育施設への派遣教員の拡充 1,070人→1,084人(14人増) 178億円(11億円増) 等

○大学等の海外留学支援制度 92億円（7億円増）

- ・意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増(6万人→12万人)を目指すため、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を図る。

あわせて、「留学生30万人計画」の実現に向け、大学間交流協定に基づく外国人留学生の受入れ支援を拡充し、留学生交流を推進する。

- ◇海外留学のための奨学金等支給による経済的負担の軽減
 - 《大学院学位取得型》 250人 → 270人(20人増)
 - 《協定派遣型》 20,000人 → 22,000人(2,000人増)
- ◇双方向交流の推進による日本人学生の海外留学促進
 - 《協定受入型》 5,000人 → 7,000人(2,000人増)

【26補正予算案:66億円】

○国立大学改革の推進 1兆1,174億円（△135億円）

〔復興特別会計 4億円(△4億円)〕

- ・我が国の人材養成・学術研究の中核である各国立大学法人等が継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、大学運営に必要な基盤的経費である運営費交付金等を確保。

具体的には、平成27年度における退職者の減少に伴う退職手当の減など既定経費の見直しを行うとともに、各大学の強み・特色を活かした機能強化への取組を重点支援することで、国立大学改革を促進。

- ◇国立大学の機能強化 324億円(61億円増)
 - 「国立大学改革プラン」等を踏まえ、国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や人事・給与システムの弾力化を通じて、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実や各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大や年俸制の本格的な導入に取り組む大学に対して重点配分を行う。
 - また、第3期中期目標期間を見据えた各大学の具体的な改革構想を重点支援することで国立大学改革のさらなる加速化を図る。

- ◇世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進 301億円(14億円増)
 - 我が国の研究力強化等に資する共同利用・共同研究体制の強化のため、国際的な頭脳循環のハブとなる研究拠点において、個々の大学の枠を越えた研究機関・研究者が多数参画する世界トップレベルの学術の大規模プロジェクトを戦略的・計画的に推進。

- ◇授業料減免等の充実 307億円(13億円増)
 - 免除対象人数：約0.3万人増（26年度 約5.4万人→27年度 約5.7万人）

◆私学助成関係

○私立大学等経常費補助

3,153億円 (△31億円)

[復興特別会計 28億円(△19億円)]

- ・建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等を支援。

なお、財務状況等の情報公開が不十分な大学に対する減額措置の厳格化を行うなどメリハリの効いた予算配分を実施。

◇2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革に取り組む私立大学等に対し重点的に支援 45億円(新規)

◇私立大学等改革総合支援事業 144億円(前年同)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化。

◇授業料減免等の充実 85億円(3億円増)

減免対象人数：約0.3万人増(26年度 約3.9万人→27年度 約4.2万人)

○私立高等学校等経常費助成費等補助

1,020億円 (16億円増)

- ・私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援。

◇私立高等学校等の基盤的経費への助成(一般補助)の拡充 877億円(13億円増)

◇各私立高等学校等の特色ある取組への支援(特別補助) 117億円(2億円増)

英語をはじめとする外国語教育の強化、教育相談体制の整備などへの支援拡充、私立幼稚園における障害のある幼児受入れや預かり保育への支援 等

【26補正予算案:383億円】

○私立学校施設・設備整備費

92億円 (5億円増)

[復興特別会計 113億円(64億円増)]

- ・私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対して融資。

◇耐震化の促進

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援。

◇「私立大学等改革総合支援事業」に係る施設装置の整備

○私立大学等教育研究活性化設備整備事業

46億円 (前年同)

◇「私立大学等改革総合支援事業」に係る設備環境の整備

○地(知)の拠点大学による地方創生推進事業

44億円 (新規)

[平成26年度「地(知)の拠点整備事業」予算額 34億円]

- ・若年層の東京一極集中を解消するため、個別大学への支援から全学的に地域を志向する大学群、自治体、地域の中小企業等との連携を必須とし、地域を担う人材を育成するための教育改革の実行等により、それぞれの地域の実情に応じた雇用創出や学卒者の地元定着率向上に向けた取組への支援に転換することで、地(知)の拠点大学による地方創生を推進する。

学びのセーフティネットの構築

○幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進 402億円 (63億円増) 〔うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた〕 〔文部科学省予算計上分 323億円 (52億円増)〕

- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に段階的に取り組む。

◇低所得世帯の保護者負担軽減 15億円(文部科学省計上分 12億円)

市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ。

◇市町村に対する補助の拡充(市町村の超過負担の解消) 49億円(文部科学省計上分 40億円)

○学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策 22億円 (8億円増)の推進

◇スクールソーシャルワーカーの配置拡充(補助率 1/3) 6億円(3億円増)

・配置数増: 1,466人→2,247人(781人増)

・貧困対策のための重点加配(新規) 600人

◇地域未来塾による学習支援の充実(補助率 1/3) 2億円(新規)

学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施。 2,000箇所 等

○高等学校等就学支援金等 3,830億円 (△46億円)

- ・新しい高等学校等就学支援金制度(所得制限等)の学年進行に伴う支給対象者の減(332万人→301万人)などを反映するとともに、高校生等への修学支援の充実を図る。

◇高等学校等就学支援金等 3,805億円

高等学校等に在籍する生徒等に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

①支給上限は年額118,800円。私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等には、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。

②年収910万円以上程度の世帯の生徒等について所得制限を設定。

③平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学する者には、従前の制度を適用。

◇その他の高校生等への修学支援 19億円

①特別支援教育就学奨励費の充実、②海外の日本人高校生への支援、

③学び直し等への支援、④家計急変世帯への支援

◇マイナンバーに対応した高等学校等就学支援金事務処理システム 6億円

に関する経費等

○高校生等奨学給付金 79億円 (51億円増)

- ・学年進行で着実に事業を実施するとともに、都道府県の実施状況等を踏まえた対象者数の増、生活保護受給世帯における補助対象の拡大、非課税世帯における給付額の増額を図る。

・学年進行で着実に事業を実施

・対象者数 13.1万人→34万人(20.9万人増)

・生活保護受給世帯における補助対象の拡大

新たに通信制に通う高校生等を対象(国公立: 32,300円、私立: 52,600円)

・非課税世帯(第1子)における給付額の増額

全日制等(私立) 38,000円 → 39,800円(+1,800円)

通信制(国公立) 27,800円 → 36,500円(+8,700円※)

通信制(私立) 28,900円 → 38,100円(+9,200円※)

※通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付額の差を解消

○大学等奨学金事業の充実(無利子奨学金事業)

748億円(72億円増)

[復興特別会計 45億円(△23億円)]

【事業費 3,125億円(125億円増)】

[被災学生等分 48億円]

- ・意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境の整備。

◇「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金事業の拡充)

貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現。

＜貸与人員＞

無利子奨学金 44万1千人 → 46万人 $\left[\begin{array}{l} 1万9千人増※ \\ ※うち新規貸与者の増員分 8千6百人 \end{array} \right]$

(有利子奨学金 95万7千人 → 87万7千人(8万人減))

◇より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。(26年度補正予算案にシステム開発費を7億円計上。)

○国立大学・私立大学等の授業料減免等の充実

395億円(20億円増)

[復興特別会計 21億円(△21億円)]

◇国立大学の授業料減免等の充実 307億円(13億円増)

約0.3万人増(26年度 約5.4万人→27年度 約5.7万人)

※意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う。

◇私立大学の授業料減免等の充実 85億円(3億円増)

約0.3万人増(26年度 約3.9万人→27年度 約4.2万人)

※経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学内ワークスタディへの支援など学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援。

◇専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 3億円(新規)

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

対象人数：約0.2万人

○学校施設等の耐震化、老朽化対策等

【26補正予算案:985億円】

1,224億円 (5億円増)

〔復興特別会計 1,555億円(846億円増)〕

【26補正予算案:408億円】

◇公立学校施設の耐震化及び老朽化対策等の推進

645億円 (前 年 同)

〔復興特別会計 1,404億円(778億円増)〕

- ・ 子供の安全・安心を確保する耐震化(非構造部材の耐震対策含む)、老朽化対策、防災機能強化等を推進。

※統合や震災の影響等、各地方公共団体の個別事情により耐震対策が遅れているものを除き、耐震化をおおむね完了

耐震化棟数：約2,200棟(平成26年度補正予算案を含めると約2,400棟)

(残棟数：約2,400棟)

耐震化率：約96%(26年度当初予算事業完了後)

→約98%(26年度補正予算案及び27年度予算案事業完了後)

【26補正予算案:194億円】

◇国立大学等施設の整備

487億円 (前 年 同)

〔復興特別会計 38億円(4億円増)〕

- ・ 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、大学等の教育・研究機能を強化し、質の高い医療を提供するため、耐震化(非構造部材の耐震対策含む)、老朽化対策、最先端研究施設の整備及び附属病院の再生など、施設の重点的・計画的整備を推進。

※病院再開発整備やキャンパス移転計画等により耐震対策に着手できないものを除き、耐震化をおおむね完了

耐震化率：約96%(26年度当初予算事業完了後)

→約98%(26年度補正予算案及び27年度予算案事業完了後)

【26補正予算案:383億円】

◇私立学校施設・設備整備費

92億円 (5億円増)

〔復興特別会計 113億円(64億円増)〕

- ・ 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援。

耐震化率

(大学等)：約87%(26年度当初予算事業完了後)

→約90%(26年度補正予算案及び27年度予算案事業完了後)

(高校等)：約83%(26年度当初予算事業完了後)

→約87%(26年度補正予算案及び27年度予算案事業完了後)

〈スポーツ関係予算のポイント〉

区 分	平成 26 年 度 予 算 額	平成 27 年 度 予 算 額 (案)	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
スポーツ関係予算	255億円	290億円	34億円	13.5%

【26年度補正予算案:130億円】

平成27年度予算額(案)にはスポーツ庁設置に係る人件費等を含む

○スポーツ庁を創設し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて選手強化費を充実するとともに、スポーツを通じた地域活性化やスポーツによる健康増進、国際貢献などに取り組み、スポーツ施策を総合的に推進する

○競技力向上推進プログラム

116億円 (33億円増)

日本代表選手のメダル獲得等を目指して、各競技の選手強化活動(強化合宿等)を充実するとともに、スポーツ医・科学等を活用したサポート、スポーツ研究イノベーション拠点に対する支援、ナショナルトレーニングセンター (NTC) の拡充整備などを行う。

・競技力向上事業 74億円(25億円増)

従来のJOC補助事業やJPC補助事業等を見直し、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施することにより、2020年東京大会に向けた国際競技力の向上を図る。

・ナショナルトレーニングセンターの拡充整備 1億円(新規)

2020年や2020年以降に向け、我が国のトップレベル競技者が、集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点であるNTCのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、拡充整備する。

○オリンピック・パラリンピックスポーツレガシープログラム

15億円 (4億円増)

2020年東京大会のレガシーとして継承することを目指し、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムによる国際貢献を図るとともに、大会を東京だけのイベントとすることなく、全国に機運を広げていくことにより、スポーツを通じた地方創生を推進する。

・スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム 12億円(1億円増)

2020年東京大会の開催国として、国際的な人材養成の中核拠点形成、途上国のスポーツ環境の整備、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組むとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。

・スポーツによる地域活性化推進事業 3億円(新規)

誰もがスポーツを通じて、いつまでも健康で活力ある生活が営めるような街づくりや地域スポーツコミッションの活動を支援し、一体感や活力のある地域社会を目指す。

※ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等 【26補正予算案:125億円】
に向けた施設整備

・国立霞ヶ丘競技場の改築に係る財務基盤の強化

〈文化芸術関係予算のポイント〉

区 分	平成 26 年 度 予 算 額	平成 27 年 度 予 算 額 (案)	対 前 年 度 増 △ 減 額	増△減率
文化芸術関係予算	1,036億円	1,038億円	2億円	0.2%

【26年度補正予算案:15億円】

○世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現を目指し、「日本遺産」などの文化遺産を活用した地域の活性化方策への重点支援、2020年の文化プログラムを見据えた地域の魅力ある文化芸術の取組への支援や日本文化の発信など、文化を起爆剤として地域と日本の再生を図る

○文化遺産の活用の視点による整備促進 92億円（14億円増）

◇文化財総合活用戦略プランの創設 84億円（6億円増）

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、「日本遺産」に認定する仕組みを創設する。また、歴史文化基本構想の策定や、地域の文化財の一体的な公開活用を促進するための情報発信、設備整備等の取組を行う自治体等への重点支援を行う。

- ・日本遺産魅力発信推進事業 8億円(新規)
- ・文化遺産を活かした地域活性化事業 21億円(前年同) 等

◇近代化遺産等重点保存修理事業 8億円(新規)

保存修理事業の実施が喫緊の課題となっている明治以降に建造された煉瓦や鉄骨、コンクリート造等の文化財建造物への対応を重点的に実施する。

○2020年の文化プログラムに向けて 120億円（9億円増）

◇文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業 26億円（1億円増）

地方公共団体が企画する地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動等の支援を行い、文化芸術による地域活性化、地域文化の国際発信、インバウンド(訪日外国人)の増加を推進する。

◇戦略的芸術文化創造推進事業 4億円(0.4億円増)

文化プログラムに関連する海外発信力のある公演など、芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動を実施するほか、障害者の優れた芸術作品の試行的展覧会や公演情報等の海外発信の環境整備等に関する調査研究を行う。

◇国立文化施設の観覧・鑑賞環境の充実等 5億円(新規)

国立文化施設における来館者の観覧・鑑賞機会の充実を図るため、多言語化対応や展示・鑑賞環境の整備等を行う。

◇芸術文化の世界への発信と新たな展開 10億円(0.5億円増)

現代アートや舞台芸術等の各分野における我が国の優れた芸術文化を世界で展開するため、国内外における国際フェスティバルの開催・出展等に対する支援を行うほか、現代アートの海外展開シンポジウム等を実施する。